

広島市規則第43号

令和8年3月31日

広島市職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員互助会設置規則の一部を改正する規則

広島市職員互助会設置規則（昭和59年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市職員」の右に「及び公益的法人等の職員等」を加える。

第2条中「地方独立行政法人広島市立病院機構の役員及び職員並びに互助会及び広島市職員共済組合の役員及び職員」を「別表に定める公益的法人等の役員及び職員」に改める。

第5条中「1,000分の4」を「1,000分の3.75」に改める。

第6条第1項中「市長」の右に「及び別表に定める公益的法人等」を、「掲げる金額」の右に「（別表に定める公益的法人等（一般財団法人広島市職員互助会、広島市共済組合及び地方独立行政法人広島市立病院機構を除く。）にあつては、第1号に掲げる金額）」を加え、同項第1号中「1,000分の1.5」を「1,000分の1.25」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

団 体 名
公立大学法人広島市立大学

一般財団法人広島市職員互助会
広島市職員共済組合
公益財団法人広島市文化財団
公益財団法人広島市スポーツ協会
公益財団法人広島平和文化センター
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
一般財団法人広島市原爆被爆者協議会
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団
地方独立行政法人広島市立病院機構
広島市流通センター株式会社
公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター
公益財団法人広島市産業振興センター
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー
公益財団法人広島市農林水産振興センター
一般財団法人広島市都市整備公社
広島駅南口開発株式会社
公益財団法人広島市みどり生きもの協会
一般財団法人広島市学校給食会

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。